

初診時・再診時選定療養費について

200床以上の地域医療支援病院を紹介状なしで受診する場合、診療費とは別に、初診・再診時の選定療養費の徴収が義務づけられています。

〔本制度は国が医療機関の機能分担と相互連携を進め、「初期診療は医院や診療所等のかかりつけ医、高度・専門医療は病院」で行うことを推進するために設けたものです。〕

料金（税込）	内容
初診 7,700円	紹介状なく初診で受診された場合。（以前に受診があっても医師が医学的に初診と判断した場合を含む） ※（乳）・（子）・（親）等の医療証をお持ちの方も対象です。
再診 3,300円	症状が安定し、医師が他の医療機関へ紹介できると判断し、文書により紹介を行った後、引き続き患者さまの意思で当院を受診される場合。 ※（乳）・（子）・（親）等の医療証をお持ちの方も対象です。

- ・生活保護を受けている方・特定の疾病の受給証をお持ちの方に関しては対象外です。
- ・ご不明な点は、医事課までお問い合わせください。